

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年8月7日（金）16:18～16:41
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
- 委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
- 委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

- 朝川 知昭 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
- 伊藤 純史 法務省入国管理局総務課企画室補佐官
- 大西 啓仁 経済産業省商務情報政策局サービス政策課サービス政策専門官

<事務局>

- 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
- 塩見 英之 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 外国人家事支援人材の活用
- 3 閉会

○藤原次長 では、続きまして、何度もおいでいただいておりますが、外国人家事支援人材について、前回は日本語のところでさまざまな御議論がありましたけれども、経産省を中心に新しい紙を出していただいておりますので、これについて議論させていただきます。

それでは、八田座長よろしくお願いたします。

○八田座長 それでは、お暑い中どうもありがとうございます。

早速、御説明をお願いいたします。

○塩見参事官 よろしくお願いたします。

前回のワーキングで、求める日本語能力を一律N4レベルに設定する必要はないといった御指摘をいただきましたので、関係省庁のほうでお答えを用意させていただいております。御説明させていただきます。

経産省、厚労省という順で御説明させていただきます。

○大西専門官 経済産業省でございます。今日は、お時間をいただきましてありがとうございます。先生方から「○」のところで御質問をいただいておりますけれども、それに対する回答をさせていただきたいと思います。

基本的に、日本語能力については必要最小限でまず足りるのではないかと。それは、もちろんそのとおりだと思っております。他方で、今回は緊急時の対応ということで御説明させていただきましたけれども、その後、現状において、今本当に足りるのか。緊急の場合にそういったことができるのかどうかというのを警察あるいは消防関係のところに確認をいたしまして、色々お話をお伺いしました。

その結果、やはり実際現場で人が倒れていたといったときに110番とか119番に通報する場合、これは基本的には自治体によって対応が異なっていて非常に厳しいということがあって、日本語が地域とか時間帯においてはなかなか態度が難しいというようなことも御意見をいただきました。

したがって、もちろんあくまでも必要最小限で足りるということは十分承知しておりますし、その対応があれば、我々の方もそういった御指示に従いたいと思っておりますけれども、危機管理を酌みした最善の対応ということを考えてときに、まず現状の案を御提案させていただきたいということでもう一回出させていただきます。

ただし、ここも基本的には人材に求める日本語能力の要件については、今後与党であるとか、あるいはパブリックコメントと既に今パブリックコメントがかかっていると承知しておりますけれども、こういったところを経て世論形成を経て決定されていくというように承知しております。

そういった中で、最終的には御判断を仰ぎたいと思っておりますが、先生方の御指摘はなるほどと思ったところはございますし、当然そういった御指摘の重要性というものを深く受け止めて、調整プロセスがある際には、先生方から有識者の会合からもこういった御意見があったということはその都度、我が省としては申し上げていきたいと思っております。その上で、基本的には御判断を仰いでいきたいと思っております。

それから、たしか鈴木先生のほうから御指摘があったかと思っておりますけれども、利用者への利便性の向上というか、判断材料の一つとして有する日本語能力に関する情報を、例えばジョブ・カードなどに記載されるということでやっていけばいいんじゃないかということもございますが、おっしゃるとおり利便性の向上の観点から、非常に大事な有益な御指摘であると受け取っております。実際に制度を定めていく中で特定機関に対して、もちろんそれが義務化されて負担になってしまったらどうしようもない訳で、実際に事業者がその対応をする中で、例えば外国人の方が携帯する身分証明書にそういったものがちゃ

んとできるよということが明記されるように促していくなど、そういった意味で利便性の向上に配慮した制度設計に十分配慮していきたい、努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○朝川課長 厚労省です。子供の預かり関係、2ページ目でございますけれども、まず子供の預かりは1対1の状況になる。支援者と子供が1対1になる場面が想定されますけれども、そのときに緊急時に医療機関につないでいくことがまず考えられるということです。これは、与党と今、調整をさせていただいておりますけれども、頻繁に技能実習制度との比較を言われております。それで、技能実習制度は色々な議論を経て入国時はN4だ。それで、1年たったらN3だという仕組みになっていますので、対人サービスである子供の預かりで、さらに技能実習制度の介護のものが1対1という条件下ではない訳ですけれども、子供の家事支援人材の制度の場合は1対1の状況が発生してきますので、そういう意味で、やはり最低限N4は必要なのではないかということを書かせていただいております。

その上で、この特区制度に基づく指針において子供の預かりを行う場合には、N4を前提として企業においてさらに検証していただく。そうすることによって、安全性の確保を図っていく。そういう説明を今してきているところでございます。

最後に、「本制度については懸念の声が多い中で」と書いておりますが、まだ与党も調整し切れていない強い懸念の声をいただいている最中ではございまして、そういう中で制度をまず発足させるということが重要だと考えておりますので、ここはやはりN4をスタートの時点では設けさせていただきたいと考えます。

○八田座長 ここでは、首尾一貫してN4ではなくて「N4程度」と書いていますね。

それでは、委員の方からその他ございますか。

○八代委員 言葉の問題とは別に、最初のこの政令案では家事支援活動の業務の範囲というのが家事一般と児童の日常生活上の世話ということですが、これは要するに保育所等の送り迎えも、つまり家庭の外でやる行為も含むということによろしいのですね。

○朝川課長 今は業務の範囲の話を書かれていますか。

○八代委員 はい。

○朝川課長 送り迎えは入ってくる。こういう家事とか炊事とか買い物とか、そういう一環として行うものとしてやられる場合については入ってくるという理解です。

○八代委員 だから、この下の解釈通知のほうに書いていただけるということですね。それが曖昧だと、業者としてリスクがある訳ですね。

○朝川課長 ちゃんと円滑に運用されるようにお示しする形をとっていきたいと思います。

○八代委員 それから言葉のほうですけども、「N4程度」ということですが、緊急時とか、そういう場合、それからその前に今のとは別なのですが、利用者が外国人の場合も含むというふうに書いてあるのは、これは外国人の通訳もやれということなんですか。2ページ目で「本事業の利用者が外国人である場合も含め、最低N4程度は必要と考えている」

というのは、外国人とのコミュニケーションはN4も何も関係ない訳ですから、どういう意味でわざわざこういうことを書いたんですか。

○朝川課長 先ほど経産省の説明もありましたけれども、いざ何か起きたときに、例えば119番をかけて、かけた先は日本語な訳でございますので、そういう意味では利用者が外国人である場合も日本の医療機関につないでいく必要がありますので、同じような状況ではないかと思えます。

○八代委員 一種の通訳をやれということですね。

しかし、例えば、この家事支援と無関係に日本で外国人が何か強盗に遭ったときに英語でSOSを受けられない体制を前提としているということなんですね。これだけ観光客がこれからいっぱい来るときに、あまりにも非現実的な前提で、なぜ家事使用人のところにこんなものが出てくるのかがよく理解できないんです。

○八田座長 これは会社から送り出されている人だから、会社と一発で連絡できますよね。

○阿曾沼委員 全然観点が違う質問ですが、社会基盤整備の中で、外国人対応という点で、特に公共施設における外国語対応整備は各省庁でどの程度議論されているのでしょうか。厚労省も、救急対応医療機関に対して外国人からの問い合わせについて、外国語対応を含めてどう対応すべきかなどのガイドラインが今後示されていかなければならないと思えます。そうでないと、結局は海外の人たちが安心して日本社会に適合できないということにもなっていく気がするんです。

現時点での対応は理解しないではありませんが、来年も再来年もこの状態が続くことは非常に恥ずかしい状態だとも思いますがいかがですか。

○鈴木委員 関連するんですけれども、これで重要なことは「程度」という言葉をどこまで広げるかということだと思うんですが、例えば、本来であれば、緊急時の対応みたいなことはしっかり研修されているべきだし、会社としてそういう緊急時にはパッと連絡が入ってバックアップの体制ができるのが最終的には重要なことだと思うんです。だから、例えば「N4程度」の人であったとしても、警察とか消防みたいな対応は基礎研修を受けておくとか、そのバックアップ体制について会社が連絡したら、パッと何か対応できるようにするとか、そういうようなことを要件にして「N4程度」というような言い方の説明ぶりはどうなのかということが1つです。

それから、これは初めての制度なので移行期みたいなことは考えておかないとなかなか大きな広がりにはならないので、厚労省の子供の預かりのほうに書いてあるように最終的にはN4を求めるんですけども、最初の移行期については「程度」であって、最終的にN4とかというような言い方でもいいんじゃないかと思うんですが、その辺の感触はいかがですか。

○朝川課長 子供の預かりについて申し上げますと、ここに書いてあるのは技能実習制度は最終的にはN3です。最初はN4です。

○鈴木委員 ごめんなさい。厚労省にお答えいただくというのではなくて、厚労省のほう

ではそういう研修を要件にしているし、N4で入ってN3を求めている訳ですね。これはこれでいいと思うんです。

だけれども、経産省のほうが同じような筋立てでやると「N4程度」というのが、要するにN4を必ず求めろというような動きに対して牽制できるのではないかという話です。

○大西専門官　そういう意味では「程度」で私たちは構わないとは思いますが、ただ、先ほど阿曾沼先生も仰ったと思うのですが、オリンピックを控えている。あと5年、6年するとやってくる訳ですね。そういう意味で、関係省庁一丸となって外国語対応、多言語対応というのを、ボタンを押すと非常通報ができてちゃんと言葉が発せられるとか、そういう技術開発も同時に進められたり、あるいは官民そろってやっていっている状況にあると伺っていますし、また、我々の中の違う部局でもそういうことが検討されています。

したがって、当然これは本当に国際化しながら、そこまでなかなか追いついていないということは非常にまずい訳ですので、そういうところについてはしっかりやっていきますし、今日あった話などもそういう御意見があったのでしっかりやってくれということは伝えたいと思っております。

○阿曾沼委員　基本的な質問ですが、N4であればどの程度の緊急事態に対応できるという判断をされているのでしょうか。一方で、緊急時は日本人でも対応が難しい状況もあるでしょう。

その観点から云えば、N4、N5、N3という基本的な日本語レベル以前の問題として、緊急時対応に関してはどのランクにおいても基本的な要件を持つておくことが必要だと思いますが、その辺はいかがですか。

○朝川課長　まさに仰るとおりだと思っております、したがって私どもの子供の預かりについては、2段落目に書かせていただいておりますけれども、企業においてある程度緊急時の対応も含めて対応できるような、そういう研修を一定程度やっていただく必要があると思っております。

それで、この研修はあまりぎちぎちに縛るとまた企業がやりにくくなると思いますのであれですが、参考になるものとしては、最近、子供の分野では子育て支援員という仕組みがあって、研修の仕組みを作っていますけれども、その中でも緊急時救急対応みたいなとりあえずの研修項目があったりしますので、そういうようなものを参考にしながらやっていただくことが重要ではないかと思えます。

○八代委員　保育課長にお伺いしたいのですが、例えば、認可保育所で外国人の子供というのは預からないんですか。

○朝川課長　預かることはあります。

○八代委員　英語、外国語対応というのはどうしておられるんですか。

○朝川課長　一般論として、色々現場では難しい課題を抱えながらではありますけれども、保育士は日本人しかいませんので日本語で対応する。それで、親と何か会話をする必要が生じたら、色々な自治体がパンフレットを用意したり、そういうことで支援をするという

仕組みだと思えます。

○原委員 大西さんが大変御苦勞されていることは理解しつつも、ただ、これも散々御議論があったように、日本にも日本語ができない人はたくさん住んでいらっしゃる訳ですから、110番、119番の対応のためにこれが必要だというのは理屈としてはとても通らないんじゃないかということだと思えますので、これはN4に限るということではないようにルール設定を考えていただいたほうがいいんじゃないかと思えます。

○大西専門官 御指摘のように、未来永劫そういうことだとは絶対考えておりませんし、当然その時代に依じて制度というのは見直されるべきだと思っています。したがって、世の中でそちらのほうで対応できるんだということになれば、当然そういうものを見直していくべきだと思うのですが、色々な御議論がある中で、外国人家事支援人材というものが制度化されたということをもまず評価して、それをできるだけ世の中に定着させていくということが大事かと思っておりますので、何卒御理解いただければありがたいと思えます。もちろん、御指摘の点は十分わかっております。

○八田座長 N4と断定しないで「N4程度」にさせていただく感じですね。それから、N5というような言葉は出さない。要するに、「N4程度」でいい。ただし、当事者間で合意があるような場合にはある程度の解釈の幅ができるような通知にさせていただければと思います。

○原委員 ただ、一方でルールが透明にならないと事業者としてはリスクが生じてしまうという問題があると思えますので、あまり不明確でどちらともとれるという感じで収めるという訳にもいかないと思えます。

○八田座長 だけど、絶対N4でなければいけないというふうに捉えられないようにしないとまずいですね。

○原委員 そこは、どの程度明確に例外的なものが許容されるルール設定にできるかということだとは思えます。

○鈴木委員 さっき言ったことですがけれども、警察とか消防の対応についての研修をすることというのを要件にして、要するにN4ではない人について、N4の人でもやるべきだと思えますけれども、というのは何か言い訳にはならないですね。

○大西専門官 事業者は、当然危機管理の部分については、日本人同様そこはちゃんと研修内容の中に入っています。それはどこの会社でも大小ありますけれども、入っている訳です。

ただ、やはりそうは言いながらも、これは基本的には公共の話ですので、その体制ができていないからといって事業者のほうがかぶるということは多分しない訳です。もし何かあった場合には、当然そこは行政の責任になってくるということがあるものですから、我々行政サイドとしてはそういったことも想定しながら、ちゃんと危機管理に対して対応できるという体制を作っておかないとまずいと思えますので、そういう意味でまさにそれはどの省庁も同じですし、どの政策も同じだと思うのですが、そういう意味から御理解いただければと思います。

○鈴木委員 私が言っているのは与党対応という意味と、もう一つは業者が「N4程度」の人を雇ったとしてもリスクを背負わないように、そこはちゃんとこういう研修をしているということで曖昧さを封じるということです。

○大西専門官 もちろん研修はちゃんとするし、そこはやっているということは申し上げようとは思っております。

○鈴木委員 解釈通知のところではそれは出てくると。

○大西専門官 研修をしてくださいということは当然です。

○藤原次長 若干曖昧な部分も残らざるを得ないのですが、全体の整理としては、子供に対するサービスを伴う場合は、技能実習の例を参考に、今日の厚労省の回答の方向で委員の皆さんに御了承いただくということと、また、当該サービスを伴わない場合については、N4を原則するという。さらに、それ以外の場合であっても、当事者間の合意などを尊重するような方向での解釈通知を引き続きお考えいただくということでしょうか。今後も、フォローアップが必要だと思いますが、今日のところはそのような方向でよろしいでしょうか。

経産省も、よろしいでしょうか。

○大西専門官 今後ということで。

○八田座長 それでは、N5は入れない。N4は解釈通知で「N4程度」というのは入るのはしょうがないということなのですが、どこかでもう一つ当事者間で合意した場合にその幅をもうちょっと持たせるようなことにしていただければと思います。よろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。